

社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第12回）

平成31年3月12日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第12回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、開催に当たりまして、〇〇より一言ご挨拶申し上げます。

【事務局】 委員の皆様、本日はお忙しい中、出席をいただきまして、ありがとうございます。

本来であれば、〇〇がご挨拶申し上げるところなのですが、ちょうど運の悪いことに、きょう、参議院の国土交通委員会が開催されておりまして、〇〇はそちらに出席しなければいけない関係上、かわりまして私から一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

私ども国土交通省水管理・国土保全局におきましては、昨年、非常に多発いたしました災害、特に平成30年の7月豪雨などで明らかになりました課題等につきまして、社会資本整備審議会でご議論いただき、答申を取りまとめていただきました。これを受けまして、水防災意識社会を再構築する取り組みをさらに充実し、加速していくための緊急行動計画の改定を行ったところでございます。

また、こうした動きと並行して、政府全体としては、防災のための重要インフラ等の機能維持や国民経済や生活を支えるインフラ等の機能維持といった観点から、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策、これは既に1カ年部分につきましては補正予算の中で予算化されておりまして既に成立しておりますし、今まさに参議院で平成31年度の当初予算をご議論いただきまして、こうした予算を背景といたしまして、ハード・ソフト対策を集中的に実施していくこととしております。

こうした中、本日につきましては、平成31年度予算に係る新規事業のうち、既に8月の小委員会でダム事業3件の評価についてご審議いただいておりますけれども、本日は総合水系環境整備事業1件の評価について、ご議論いただきたいと思っております。

貴重なお時間を頂戴することになりますけれども、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

【事務局】　　続きまして、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料、クリップどめを外していただきまして、まず最初に議事次第がございます。それからその次に、名簿、資料目次と続きます。

資料の中身でございますが、まず資料1「新規事業採択時評価の実施箇所について」、A4横です。それから、資料2「矢部川総合水系環境整備事業新規事業採択時評価説明資料」ということで、A3横の資料になってございます。資料3といたしまして「水管理・国土保全行政における取り組み」、これもA4横のホッチキスどめのものです。

それから参考資料といたしまして、参考資料1-1「社会資本整備審議会運営規則」、1-2で「社会資本整備審議会河川分科会運営規則」。それから、参考資料2-1「国土交通省所管公共事業の新規事業採択評価実施要領」、参考資料2-2「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目」と続きます。それから参考資料3「事業評価に係る知事意見」、参考資料4「事業評価に係る諮問、付託、調査審議」の資料と続きます。最後、参考資料5「費用対効果分析等に係る資料」ということになってございます。

多量にわたりますけれども、資料に不備等ございましたら、事務局にお申しつけください。特段不備等はございませんでしょうか。

それから、委員の先生方のご紹介につきましては、大変恐縮でございますが、お手元に配付しております委員名簿をもってかえさせていただきたいと思えます。

また、本日、田中委員におかれましては、都合によりご欠席となっております。その結果、本日も出席いただいております委員は7名ということでございまして、事業評価小委員会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、運営規則第4条第1項に基づきまして、本小委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

早速ではございますが、委員長、よろしくお願ひいたします。

【委員長】　　議事に入る前に、本小委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきたいと思えます。

参考資料1-1及び1-2をご覧いただきたいのですが、本小委員会の会議及び議事録につきましては、社会資本整備審議会運営規則第7条及び社会資本整備審議会河川分科会

運営規則第4条に基づき、公開することといたしますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、傍聴されている皆様をお願いします。傍聴される皆様におかれましては、進行の妨げになることのないよう、ご協力をお願いいたします。仮に進行を妨害するような行為がありました場合には、ご退出いただくこともございますので、ご承知おきください。

それでは、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 おはようございます。〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料1「新規事業採択時評価の実施箇所について」でございますけれども、1ページですが、筑後川水系の南の矢部川、矢部川本川に矢部川総合水系環境整備事業ということで、今回、新規事業採択時評価をお願いするものでございます。

次のページをご覧くださいまして、2ページですけれども、総合水系環境整備事業というのは3つ大きく分かれていまして、1つは、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保を行うような事業、あるいは健全な水循環系の確保を行うような事業、あるいは河川と地域関係の再構築、これはいわゆる水辺の整備のようなものですがそうした3つに大きく分かれております。

1つ目の自然環境は、保全・復元を必要とする区域についての魚道整備であるとか湿地の再生、を行う事業です。

2つ目につきましては、水環境悪化の著しい河川等における水質浄化対策であるとか流況改善などを行うような事業です。

3つ目、今回はこれに該当いたしますけれども、地域の取り組みと一体となった「かわまちづくり」等に位置づけられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うものでございます。これはまちづくりと一体となって整備を行っております。

下の写真を見ていただきまして、左側から、自然環境系の①に該当するもの、真ん中の写真が水質対策に関する②に該当するもの、右端、広島県の京橋川の事例ですが「かわまちづくり」の関係のものでございます。

次のページ、「総合水系環境整備事業の選定の考え方」ですけれども、今回、新規事業採択時評価の事業評価をお願いしているわけですが、手続としては、一番上から、河川整備計画に位置づけがありまだ事業化していないという環境整備関係の事業があり、それが諸

手続の進捗であるとか整備内容の具体化、いろいろなことが進んで検討の熟度が上がってまいりますと、事業評価の一環として、計画段階評価を行います。

この計画段階評価が終わったものにつきまして、2つ目の下の矢印ですけれども、さらに検討を進め、関係者との調整等を行い、今日の新規事業採択時評価を行っていただいて、そこで審議をしていただくということでございます。

もし新規事業採択時評価で採択になりますと、平成31年度から新規事業箇所として事業を実施することができるというような手続でございます。

新規事業採択時評価の評価方法が、評価項目が(1)から(13)までありますが、今回、環境整備関係ですので、アンダーラインを引いております(4)地域開発の状況、(5)地域の協力体制、(6)事業の緊急度、(9)関連事業との整合、(11)費用対効果分析、(12)河川環境等を取りまく状況、(13)河川及びダム湖等の利用状況等、このようなことを評価していただくということでございます。

箇所の決定といたしましては、新規採択候補事業において、上記評価項目ごとに評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等の考慮の上、新規採択箇所を決定するといった手続です。

これが今回の新規事業採択時評価の実施箇所の全体の構造でございます。

次に資料2でございますけれども、具体的に矢部川総合水系環境整備事業について、説明してまいります。

まず1ページ目をご覧くださいまして、矢部川の概要でございますけれども、矢部川は、福岡県の南の端といえますか、北側には筑後川がかぶさるように東西方向に流れておりますけれども、その南側を東西方向に流れるということございまして、流域としては、福岡、大分、熊本の3県にまたがります。三国山に発しまして、日向神峡谷を流下し、筑後平野を貫流して、有明海に注ぐ、幹川流路延長61キロ、流域面積647平方キロメートルの1級河川でございます。

流域内人口は16万人、それから想定氾濫区域内人口が10.6万人、想定氾濫区域内資産が1.9兆円であり、直轄管理区間というのは、船小屋のあたりのもう少し右側のところまででございます。

下流部、中流部、上流部の状況の写真は、下に載せておりますように、下流側は、平野や田園地帯を緩やかに蛇行しながら有明海へと注ぎ国内最大の干満差のある有明海の影響を受けて、汽水域や河口に干潟・ヨシ群落が形成されております。中流域は、扇状地に広

がる田園・市街地を貫流して、河床は礫・砂で形成され、川幅は変化に富み、アユやホタルも見られるところがございます。今回の整備箇所はちょうどこの付近になります。上流部は、急峻な山地となっておりまして、河床は礫・大礫で形成され、河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流環境になっている河川でございます。

次のページ、直轄管理区間の概要でございますけれども、まず、矢部川の水は筑後川の農業用水とか発電用水に既に利用されていますけれども、筑後地方における産業活動の礎になっております。

直轄管理区間、これは下に地図がありますけれども、左下の河口の矢部川のところから直轄管理区間の下流部を赤く旗上げしてありますが、イメージとしては、写真が載っておりますように、河口部にクリークがあるような水路、中島漁港、それから右岸側は柳川になりますので、柳川の川下りの写真も載っております。それから上流にさかのぼり中流域のところには県営の筑後広域公園、中ノ島公園であるとか、あるいは新舟小屋のクスノキ林がございます、今回、これらと一体となった整備を図りたいということでございます。

中の四角のところ、県営筑後広域公園であるとか、国指定の天然記念物の船小屋ゲンジボタルが発生したりとか、クスノキ林があり、中ノ島公園があつて、スポーツや市民の憩いの場として利用されております。

下流側は、クリークが網の目のように発達しているところがあり、掘割を利用して、柳川では川下りができるようになっている。観光地として、多くの観光客が訪れているような状況でございます。

ちなみに、この中で南北方向に九州新幹線とJR鹿児島本線、それから西側、左側に西鉄の天神大牟田線、国道208号、有明海沿岸道路等が走っております。

次、3ページ、「河川環境等を取りまく状況」でございますけれども、これもまた同じように左側に地図があり、右側に生物系の写真がありますけれども、上流部でございますが、扇状地に広がる田園とか市街地を貫流して、河床は礫・砂で形成されております。瀬とか淵が連続する区間と、堰による淡水区域に区別されておりまして、自然環境と人間の社会活動の影響を受けた河川であると言えます。

アユ等の貴重な産卵場、あるいはタナゴ類等の生息場となっておりますし、国の天然記念物の船小屋ゲンジボタルとか、新舟小屋のクスノキ林が残されているということでございます。下流につきましては、国内最大の干満差による影響を受けて、エツやムツゴロウ等が生息しております。

「評価項目：地域開発の状況」でございますけれども、まず、直轄管理区間の上流部は、写真の右側の列の一番上に川の駅船小屋恋ぼたるや中ノ島公園、県営筑後広域公園があり、国道209号や九州自動車道が通って、九州新幹線も南北方向に走っております。直轄管理区間下流部は、有明海沿岸道路、それから西鉄が走っております。

これは福岡と熊本、鹿児島方面を結ぶ交通の要衝になっておりまして、多様な交通手段が存在するため、アクセス性が非常に高いということございまして、特に今回整備するところにある筑後船小屋駅という新幹線の駅はJRの在来線と一体でございますけれども、その周辺において非常に開発が進んでおり、利活用の促進・にぎわいの創出が期待されている潜在性を持っているところです。

5ページ、「河川の利用状況」でございますけれども、矢部川流域の年間の利用者数ですが、約22万人。これは河川水辺の国勢調査からの推計値でございます。散策であるとか釣り、水遊び等、多岐にわたって利用されております。

上流部では、写真の上の列の左端をご覧ください、昭和30年代の写真ですが、昔は水浴場と申しますか、川で人が泳いでいた、矢部川もそのような川であったということでございます。中ノ島公園の周辺や県営筑後広域公園において、マラソン大会とかピクニックとか釣りで利用されていますし、船小屋花火大会が開催されて、多くの観衆が訪れたりしているところでございます。

下流部では、下の写真の左端の掘割を川下りするおひな様水上パレードや漁港では朝市等が開催されております。また、流域では河川の清掃の一斉活動であるとか、流域活動団体や近隣小学校による環境学習が実施され、この辺は一般的な活動が行われているというようところでございます。

さらに焦点を絞り、今度は船小屋地区の状況と課題です。今回、整備を考えているポイントの船小屋でございますけれども、矢部川沿いには、船小屋温泉郷や整備中の県営筑後広域公園あるいは川の駅船小屋恋ぼたるなど、堤内には魅力ある施設が集中して、個別施設でにぎわいを見せているものの、まち側と川を一体としてつなぐようなにぎわいとはなっていないという現状がございます。

このため、自治体が連携して、これは右岸と左岸で筑後市とみやま市で一体となって、個別施設にとどまっているにぎわいを、広域化して、全体で面でのにぎわおうということを考えており、中ノ島公園を中心とした矢部川の河川空間を活用した社会実験を開催するなど水辺のにぎわいの創出及び地域活性化を目指す取り組みを行っております。

ここにいろいろ写真がありますけれども、江戸末期から温泉がありまして、ホテル、それから広域公園があったり、川の駅がある。上段の右端の写真ですけれども川を渡る白っぽい堰のような横断工作物が見えますが、人工的に仮橋をつくってみて、要するに兩岸を渡れるようにしています。これがないとかなり遠回りになるということで、これを社会実験で実施してみたところ、たくさんの人に利用されることがわかりました。

課題ですけれども、堤内（筑後広域公園や川の駅船小屋恋ぼたる等の周辺施設）と堤外（河川空間）、要するにまち側と川側がアクセスに支障がある堤防で分断されている。下の写真を見ていただくとわかりますけれども、まち側から堤防を乗り越えて川に入るときに、かなり高い堤防を越えないといけない。今度、堤防を越えても、水際まで高低差があるなど、右岸も左岸もアクセスが非常によくないという状況です。そういったことが来訪者の安全な通行を妨げているというのが実態としてあるということでございます。

次、7ページでございますけれども、「事業の緊急度、関連事業との整合」ということで、南側がみやま市、北側が筑後市、右岸側の筑後市、左岸側のみやま市では、観光客数は年々増加しております。見ていただきますと、かなりの量の観光客が来ているのがおわかりいただけるかと思えます。

新幹線の駅もありまして、船小屋地区周辺における入り込み客数が上の段の真ん中にありますけれども、ジグザクではあります、上昇傾向にあることが言えると思えます。

そうであるとすれば、船小屋地区を年間を通じた観光拠点として整備すれば、一層の利活用が行われるのではないかと期待されるということでございまして、上の写真の右側を見ていただくと、下流側に新幹線とかJRの駅があって、さらに上流に、右岸側はかなり緑の濃い地域、それから左岸側に川の中に緑地があり、このあたりの兩岸を使って整備をしていく。右岸側は開発が相当済んでいますので、左岸側みやま市側にもサブエントランスエリアを設けて南側も整備を行い、一体性を高めようと考えているわけでございます。下の写真では、サブエントランスのこれから整備していこうとする、あるいは整備が途中まで終わっているところの状況がわかります。

「地域の協力体制」ですけれども、矢部川水系河川整備計画では、地域と連携し、人と河川の豊かなふれあいの場の確保を掲げており、船小屋地区かわまちづくり計画では、筑後市、みやま市、関係団体等との連携により、にぎわい空間の創出と地域活性化を図ることとしています。平成28年11月に策定された矢部川水系河川整備計画の変更につきましても、連携してやっていくことが書いてあり、先日、3月8日に変更されたかわまちづ

くり計画でも、周辺施設との動線の確保や水辺空間の利便性、安全性及び快適性の確保、船小屋地区の地域活性化に向けた取り組み、かつてのにぎわいを取り戻す中ノ島公園の復活を目指してやっていくということで、かわまちづくり協議会が地元と一緒に平成30年に発足しております協議会の委員は、右端に書いております。

次でございます。矢部川水系環境整備事業の事業概要ですが、かつてのにぎわいの中心であった船小屋地区の中ノ島公園を中心とした水辺のにぎわいを取り戻すため、地域と一体となった整備を実施し、水辺空間を創出します。

河川敷地占用許可準則22条を活用し、弾力的に運用するものとして、バーベキュー広場や売店等として利用するなど、水辺のオープン化を進めます。

それから、整備中の県営筑後広域公園あるいは温泉施設などの周辺施設から矢部川へのアクセス性を高め、周辺施設と一体とするため、国が管理する管理用の通路あるいは高水敷の整備を行います。

市は施設案内などの情報発信に資する案内板を整備するというので、手前から奥に向かって矢部川が流れていますけれども、ずっと奥のほうに九州新幹線が南北方向、左右に走っており、ホークスのベースボールパークがあります。新幹線の駅から少し上流に上ったところで、中ノ島公園はちょうど川の中、左岸側にあるような形になります。右岸側は、高水敷に該当するものがあまりなくて、公園的なものは川の外、まち側に広がっています。

このようなところを一体として整備するというので、赤いところが国が整備するところで、ブルーで囲ったところが市が整備するところで、黒が既設の施設ということで、国として管理用通路や坂路やそれから高水敷の整正をする、親水護岸を行う、堤防の緩傾斜化を行う、このようなことを考えております。

みやま市さんあるいは筑后市さんで、案内板の設置、ガタガタ橋の復元ということで、昔、ここに沈水橋があったんですが、それを何らかの形で整備していくと。これがあれば、船小屋温泉側から中ノ島公園に非常に行きやすくなるということでございます。これがないと、奥のほうの橋を渡らなければいけないので、かなりアクセス性が悪いという実態があるということでございます。

左側の新規整備のところを見ていただきまして、①管理用通路、川を活用したイベント等を行うスペース（高水敷）へ安全にアクセスできる通路を整備します。これは河川管理者が管理用通路として整備するものです。

②高水敷整正、これはバーベキューであるとかマルシェ、いろいろな食べ物を売ったり

するお店等が活用できるようなスペースを整備することを考えています。

それから、③の坂路ですけれども、降りやすいように、車椅子の方でもおりられるように、緩やかな坂路を設けるということを考えております。

それから既存施設の機能拡充ということで、④案内板、これは両市で行っていただきます。

それから、ガタガタ橋の復元です。これは先ほど説明したとおりです。

それから、堤防緩傾斜化です。護岸の傾斜がかなりきついところがありますので、緩められるところは少し緩めて、アクセスしやすいようにするものです。親水護岸の整備や、管理用通路は先ほど説明したとおりでございます。

右下の横断図を見ていただきますと、上流側から下流側に向かって見た、右側が右岸ですけれども、階段護岸等をつくったり、スロープを設けたり、ガタガタ橋の復元であるとかマルシェの整備の高さ関係のイメージをつかんでいただけるかと思います。

総事業費として、これは矢部川水系総合環境整備事業として行われる、市の案内板の整備等は除いて、赤いところで、国として事業費が約8億円でございます。事業期間が2019年度から約10年。

次、最後のページですけれども、「費用対効果分析」でございますが、便益算出としては、一般的ですが、仮想的市場評価法（CVM）で行いました。

受益範囲ですけれども、一般的に行われております10キロ、利用者の認知度であるとか事業対象地の自治体を考慮して、半径10キロを調査対象範囲としています。

アンケート調査を行いました結果、1世帯当たりの支払意思額（WTP）の平均値は320円／月／世帯となりました。

費用便益分析した結果、建設費と維持管理費を合計した総費用（Cost）は7.7億円、総便益（Benefit）は64億円であり、費用便益比（B/C）は8.3ということで、費用対効果としても十分ではないかと考えております。

私から、矢部川総合水系環境整備事業の説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願います。

【委員】 社会実験でやりました潜り橋について教えてください。

6ページ白く横になっているものが、橋ですか、ここを渡るようにするとこれだけ人が集まっているのですか？ それともふだんからこの写真のようにいっぱい人が集まってい

るのですか。

【事務局】 中ノ島公園にはふだんからそれなりに人は来ていたんですが、右岸と左岸の往来が、下流の大きな橋を大回りして行かなければならなかったのが、これで楽になって、どんどん行くことができたということなんです。

【委員】 直轄河川では、普通、なかなか川の中に入れない。水深が深くて。

【事務局】 そうですね。

【委員】 ここは、ふだんのときから水深が低くて水の中に入っていけそうな、そんな深さなのかというのが1点です。

そうすると、9ページのように、この絵の中で結構人が入っているようなレイアウトを描いています。こういうことが実現可能なかどうか、その辺はどうでしょうか。

【事務局】 説明でも少し触れましたけれども、筑後川ほど矢部川は大きくなって、なおかつ、人間の社会的な活動量といいますか、例えば農業用水で水を抜いていたりとか、いろいろなことがあって、水量的にもかなり少ないです。

【委員】 そうですか。

【事務局】 ここにガタガタ橋というのが昔あって、往来ができていた。そのような橋であり、それを少し復活させてみたい。

【委員】 なるほど。県管理河川で、かわまちとか、人が集まるところはつくれるじゃないですか。小さいところで。ここでも、川を渡れるような水量で、ふだんからこうやってにぎわいができるというのは、なかなかあまり見ない直轄河川と思います。とても良いという気がしました。

ガタガタ橋というのも、この社会実験でやったようなことをもう一度やろうということになるわけですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【委員長】 ほか。はい、どうぞ。

【委員】 今の関連ですが、市が整備されるガタガタ橋について、なぜこれをガタガタ橋と呼ぶのか、教えて下さい。

【事務局】 地整からお願いします。

【事務局】 ○○でございます。

木製の橋でございまして、歩いたときにかたかたと音がするものですから、ガタガタ橋

ということになっています。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 よろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 とてもうらやましい、いい計画だと思うんですけども、ちょっと根本的なことで、これは今、土手が2本描いてあって、左右に筑後広域公園とあるんですが、敷地的には、筑後広域公園の中に、法律上、河川用地というのは入っていないくて、きれいに分かれていますか。

【事務局】 河川区域と河川区域外というのは、完全に分かれております。

【委員】 それは土手で区切られていて、だから、河川用地が同時に何かの指定で、現況、広域公園になっている場所はないということではないんですね。

【事務局】 河川区域の中でも、例えば中ノ島公園とかもあります。

【委員】 中ノ島公園は、もちろん、もちろん。そうじゃなくて、見た目の土手のまち側に実は河川区域があるということではなくて。

【事務局】 堤防で分けています。

【委員長】 そのほか、いかがですか。

【委員】 ガタガタ橋がフィーチャーされていますので、2つ教えてください。

まず、なぜこのガタガタ橋はなくなったのか。

それから2番目として、今回、ガタガタ橋を復元した場合、その管理責任はどこになるのか。ここから落水して亡くなった場合の責任がどうなるのか。

2点を教えてください。

【事務局】 平成24年に九州北部を襲った水害がありましたけれども、そのときの出水で橋が壊れてしまっていて、それを直すというのが1つの地元の悲願でもあった。

市の橋でございます。

【委員】 管理責任は市にあると。

【事務局】 はい。

【委員】 ここは1級河川の管理区域なんですけども、その工作物は市が持っているのです。

【事務局】 そのようなこともございます。例えば川を渡る道路が、国道である場合もありますし、県道である場合もある。そのとき、県道の場合の橋は県の所有物ということ

が当然あります。同じように、こういう人間が渡れるような橋ですけども、それを市が所有するということもございます。

【委員】 承知しました。

【委員長】 ほか、いかがですか。

【委員】 もう1点。

【委員長】 もう1つ、それじゃ。

【委員】 もう1点だけ。これは中ノ島公園を残すために、横に放水路を掘ったというような治水構造になっているのですか。その辺を教えてください。

中ノ島が真ん中であって、左岸側を高水敷整正と言っているのは、ここは放水路のようなものを作ったのでしょうか。中ノ島は立派なクスノキ林があって、それを残しているというところは、この断面に余裕があるからなのか、それとも、新たに放水路みたいなものをつくったのかその辺、参考のために教えてください。

【事務局】 水位が上がれば、当然、水が流れるわけでございますけれども、今の計算上は、例えば中ノ島公園がある前提で計算をしております。

今回の整備でございますけれども、治水能力を大幅に増強するというを目的としているわけではございません。

【委員】 これはもともと河道だったのですね。放水路のような位置づけではない。

【事務局】 ではないです。

【委員】 高水敷整正をやるというのは、分かれています、人工的な水路みたいになっているのだけど、そういうものではないのですね。

【事務局】 ではないです。

【委員】 わかりました。

【事務局】 すいません、少し訂正をさせていただきます。やはりクスノキ公園があって、地域との関係でそれを残す必要もあったから、少し放水路的な要素も入れて、高水敷のところを、平成の一桁台のときに、少し切っております。

【委員】 そうですか。わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】 資料1の2ページに事業の目的が書いてあるかと思のですが、「1生物の多様な生息・生育」「2健全な水環境の確保」「3河川と地域関係の再構築」というのが事業の目標になっており「川に親しんでいただくのはすごく素晴らしい」ことは感覚的に理解はで

きるのですが、この事業を実施すれば、これら123がどれくらい向上するという指標はあるのでしょうか。

「もともと人が来ている」地域というご説明がありましたが、それであれば、にぎわいを創出しなくて「にぎわいは今もある」。ただ「川に近づく」ことが重要だからこの事業が必要だと考えておられるのか。どうやってその効果を測っていくのか。それを出していかないことには、なかなか評価が難しいのかなと感じます。

【事務局】 整備をする前の段階で、これをやるのが妥当かどうかという判断がまずあるんだろうと思います。もともとにぎわいがあるのであれば、それでいいではないかということかと思うんですけど、この事業をやればもっとよくなる、こういう環境系の事業でそれを評価して定量化するのは非常に難しいです。

一般的に用いられておりますのが、先ほど最後に説明いたしました費用対効果分析のB/Cでございまして、環境の場合はCVMを使うのが一般的であるかと思えます。

【委員】 なるほど、わかりました。じゃあ、河川事業の費用対効果で最終的にははかると。

【事務局】 そうです。

それから、ほんとうにその効果が上がるかどうかというのも、仮の横断橋をつくってみた社会実験などでの実態の成果もあわせて、そういうことも踏まえて、今回の事業化を考えています。

【委員】 物事には表と裏があって「にぎわいを創出する」ことによって「リスクが高まる」という言い方もできます。人が集まればそれだけリスクは高まりますので、そうすると、その面をはかるよりは、プラスの面に焦点を当てる事業だという認識でよろしいんですね。

【事務局】 プラスの面は、例えば先ほどからありますように、アクセス性であるとか、あるいは拠点性を高める、それから左右岸の連携性を高めるということで説明できるかと思えます。人が集まることによって、逆に危険度が上がるのではないかというご質問は、洪水時の対応についてのご質問ということでよろしかったでしょうか。

【委員】 もちろん洪水時に関しても考えていただきたい。でも、人が集まって、こうやって水の中に浸かっていたり、さっきおっしゃった橋から落ちる人もいるかもしれないということ自体は、人が集まることによって平時のリスクも高まる……、反対しているんじゃないですよ、高まると思うんですけど、その辺の評価はどうするものなんでしょうか。

【事務局】 例えば構造物も、一般的な安全性を備えたような構造物に当然していきたいと思っておりますし、それがもとで事故になることができるだけないような施設整備を当然図ってまいります。

【委員】 水防災意識社会の再構築を目指しておられるんですね。ではせめてハードだけでそれを守るわけではないじゃないですか。これを整備することによって、水辺に人が集まることを創出できるのは国交省のお仕事で、その後、協議会でソフト対策をして、いわゆる平時のリスクと災害時のリスクも含めてですけど、そういったことの対策が進んでいるのかということが、ご返答の中にでてこないこと自体が、なかなか厳しいなと思います。

【事務局】 先ほどの大きな資料、資料2の8ページですけど、協議会をつくっていきまして、その中でいろいろな地域の関係団体の方はもとより、行政の中で我々も入っていますので、もちろん防災であるとか安全・安心のことは、中で議論しながら、こういう計画は当然立てていっているつもりでございます。

また、防災の關係に特化したような協議会ですと、大規模減災協議会等もありますので、そのようなところにも、例えばみやま市さんにしてもそうですし、筑後市さんも入って、いろいろところで委員がご指摘のようなことも議論いただきながら、まちづくりと一体となって整備を図っていきたいと考えています。

【委員】 ちょっと確認したのですが。

【委員長】 その前に、〇〇委員。

【委員】 いいです。

【委員長】 いいですか。じゃあ。

【委員】 かわまちづくりは、全国いろいろなところで随分事例がありますが、ここで説明を受けるときにはそのコンセプトが良く分かります。

ところが、整備局での事業評価監視委員会で上がってくると、どうもやっているのは、駐車場やトイレの整備とか、緩傾斜・階段護岸ができたとかの部分的で、で一体それらがどんなコンセプトのもとに基盤整備をやっているかということがだんだん薄まっていくような感じがあります。

基盤整備と、まちづくりの相手側がどれだけやっているかを、ぜひ、こんなコンセプトのもとにつくったというものが、事業の進展の中で実現しているかどうか、この事業については5年間モニタリングするというのもあるので、その辺のフォローアップは、ぜひ

しっかりしていただきたいと思います。

【事務局】 わかりました。

【委員】 よろしくをお願いします。

【委員】 ちょっとよろしいですか。実はこういうことに日常の活動でもかかわっているんですけども、こういう対応を国交省がやるということに当たっては、基本的には国交省がやりたいというケースもあるし、自治体がやりたいというケースもあるし、実はまちとか大きな企業、のようところがやりたいということもあるし、強い要望が出てくるもとというのは3つあるんですね。

場合によっては、国交省がやりたい、まちの一部もやりたい、自治体は嫌だということもあるし、そういう複雑なことをいろいろ知っておりますので、どうしてこんなすっきりまとまったんだろうと大いに興味があります。

だから、県さんが、場合によっては、公園管理上、国交省とはやりとりをしなきゃいけないような何か事情を抱えていて、それがさっきの僕の憶測で、土手の外に国有地が残っているなんていっぱいあるので、そこはもう公園として認めちゃっているから、ここらで整理しなきゃいけないような、例えばですよ、そういう事情があると、自治体から出てくるんですね。

その場合は国交省は大変やりやすいんだけど、自治体が二の足を踏んでいるときに、事業者とかあるいはまちとか、強い要望が出てくると、場合によっては、そういう者と国交省が連携して自治体を説得するということもあり得るんですね。

このケースが、そのあたり、どうなっているのかというのは、あまりにすっきりしているので、ちょっとわからない。

【事務局】 おっしゃるとおりのところはあると思います。ただ、国交省がやりたいから、地元の河川事務所とか県の河川課さんがやりたいから、あるいはこうやったらほんとうに地域にとってよくなるからということがわかっていたとしても、やっぱり地元が、じゃあ、一緒にやりましょうと言ってくれないと、結果的には難しいかと思います。むしろ地元のほうから盛り上がって行って、そして河川管理者とか民間の人を巻き込んで行って、計画がつけられていく。

かわまちづくりの制度といたしましては、水管理・国土保全局長に申請がされて、それを登録するという手続きがございまして、登録をしたその計画について、今度は、実際、事業してお金を入れていけるかどうかというのは、まさに今日ここでやっていただいている

事業評価の中で、妥当かどうかというのも判断するということなんです。

実はかわまちづくりは、10年やっているんですけども、その数が、平成21年からやり始めて、制度をつくったときは、登録数が上がったんですが、そこから数としてはぐっと減りまして、低迷期でもないですけど。ただ、最近少し増えているんですね、これは我々が頑張ったからではなくて、地元が、この事業、おもしろいんじゃないかと思って見ていただける方が増えてきているということです。

もう1つ、縦書きの資料をお配りしていますが、これは記者発表資料でございまして、平成29年度までに191のかわまちづくりの登録案件がございました。ほとんどが整備をしているものですけども、整備中のものも当然ございます。

今回、平成30年度分で、先般、22箇所を追加して登録しましたので、現在は合計数としては213になっています。その中で非常によくやっていたところを挙げていただいて、いいものを大臣が認定するという制度をつくってはどうかと。かわまち大賞として、世間にお示しして、先行事例のよい事例として、これをリーディングバッテリーとして頑張ってもらったらどうかという制度をつくっています。

平成30年度に選ばれたのが2つありまして、1つは山形県長井市のかわまちづくりで、最上川なんですけど、管理用通路を散策路として利用して、ここはもともと舟運があつて、その昔の施設であるとか関連のものがあつたり、道の駅も近くにつくっていたりするので、その道の駅とも連携性を高めるような、そういう周回路をつくったという事例です。

ここのおもしろいところは、市民のボランティアによるガイドさんがいて、これが結構当たったといいますか、利用される方が多くて、地方都市にしてはかなり人が入ってきている。これはもちろんかわまちづくりだけをやったからではない、地元の魅力はもちろんあるんですけど、そういうものと一体となって、非常にうまくいっているという事例なんです。

もう1件は、広島県の太田川の河口のところですけど、あそこは支川がいっぱい分かれていますけど、直轄管理区間のところと県区間のところで高水敷に、左下の写真ですけども、河川区域と言われているところで、そこにオープンカフェを開いている。フランスみたいなイメージなんですけども、そういうところでもって、実は今、河川管理者も占用許可準則をかなり緩和して、利用しやすいような形に制度を柔軟に変えているんですけども、それが変わる前から社会実験として地元の広島市が頑張ってきた事例です。

ここのおもしろいところは、出ているお店、出店の方々から少しずつお金をいただいて、会

の運営費として、管理もうまくいくようにしているという、これはなかなか全国で事例がないということで、うまくいっている事例として、この2つを大賞に認定させていただきました。

これは学識者の先生に選んでいただいたわけですが、地元の市町村の頑張りが。やったら認められるというか、うまくいっているところは非常にこれで成功している例が増えてきている。そこを見て、登録する自治体もだんだん数が増えてきているという実態がございます。

以上です。

【委員長】 よろしいですか。

〇〇委員。

【委員】 総合水系環境整備事業としては、2年前、平成29年3月9日のこの委員会で、大井川の事業が取り上げられたのを覚えているんですね。そのときに、どなたかが、このような整備事業の評価は初めての事例だというようなことをおっしゃったような記憶があるんですけど、このような整備事業は本委員会では何例目になるのでしょうか。

【事務局】 2つ目です。

【委員】 これは2つ目ですね。そのときもちろん便益算定が行われたと思うんですね。今回も手引に従って予備調査をなさって、通常、半径10キロ以内だとおっしゃいましたが、大井川のとときと受益範囲の設定について違いはありますでしょうか。そのときもやっぱり10キロ以内ですか。

【事務局】

水辺整備の場合ですと、おおむね10キロから20キロという例示等がございます。ケースによってそれぞれ異なるということで、例えば今回ですと、プレ調査という形で、どの程度の範囲内であれば認識がある方なのかというものを行うというところがございます。個々、事例ごとに行うというのがまず1つのたてつけでございます。

また、一般的にも大体10キロから20キロ程度というものが受益範囲としていると手引にも書かれております。

【委員】 承知しました。今回、認知度調査が10ページ目にありますので、こういうのがあると、なぜ10キロにしたかという根拠と申しますか、説明が割とよく分かりました。しかし、大井川のとときはこのような認知度のデータはお示しがなかったような気がしまして、一歩進んだのかなと思います。

逆に言いますと、ちょっとこれはうがった言い方ですけど、あまり恣意的にこのキロ数を変えていただきたくないなということもありまして、そのようなことで質問させていただきました。

内容は、ご回答は承知しました。

【委員】 よろしいですか。

【委員長】 はい。

【委員】 いろいろ細かいことがだんだん気になってくるんですけども、8ページの協議会の件なんですけど、協議会というのは、円満につくられるときというのは、自治体と河川管理者であらかじめ話が整っているときにできるものなんです。

地域はやりたい、河川管理者もやりたい、でも、それをやると、場合によっては斜路の管理について占用という話が出てきたり、関連施設を自治体が占用するというような話になると、自治体から猛烈な反発が出て、すぐ動くようなものが延々動かないという事例を私は知っているんですけども、そういうときに、例えば協議会の前に、協議会の準備会みたいな、例えばほんとうにやりたいまちと、ほんとうにやりたい、それに応じてもいいと思う河川管理者と、応援したいNPOがいて、準備会で熟度を上げていくというステップがとれると、物事がすごくうまくいくなと見えるときがあるんですよ。

【事務局】 そうですね、おそらくケース・バイ・ケースなんだろうとは思いますが、けれども、確かに人が来るにぎわいがあったほうがいいというのは、当然県さんもそうでしょうし、市町村長さんは特にそうだと思うんです。だけど、いろいろな管理責任までは厳しいかなと思われることも当然あるんだろうと思うんですけども、そこは準備会という体制にするのか、あるいは体制には名前をつける・つけないは別として、事前に調整を図っていきますので、そういう中でしっかりやっつけていかれていると思います。現実はどうですか。

もしも途中で頓挫するようだと、先ほど申しましたが計画は地元でつくって、水局長に對して登録を受けるという手続が一つあるので、そこまで上がってこないです。

【委員】 いろいろ難しいことはよく知っておりますので。

【委員長】 よろしいですか。それじゃあ。

【委員】 先ほどガタガタ橋のお話を伺って、感覚的で大変恐縮ですが、この橋は外国からのお客様は好きそうだなという印象を持ちました。鴨川の飛び石も、外国のお客様がインスタをどんどん上げてくださっています。自然とちょっと変わった構造物とのセット

が、日本人のお客様だけでなく、外国からのお客様も興味を持ちそうです。現在船小屋温泉は非常にクラシックな温泉地なので、さほど外国のお客様は多くないと推測します。今後ここが整備され、外国の方が大好きな柳川に近いというロケーションを考えますと、このガタガタ橋の完成を機に、外国のお客様が、増える可能性は出てくると思います。

そこで、ソフト整備は市の役割ですが、案内表示や、防災、緊急時のインフォメーションなど外国の方がいらっしゃることを前提として、この段階からぜひ整備を進めていただけたらと思っております。これはお願いでございます。

以上です。

【委員長】 よろしいですか。

私から確認ですが、B/Cは直轄と市の事業を合わせてやられているんですね。

【事務局】 これは国の事業分だけです。

【委員長】 国の事業分だけ取り出して便益評価をするというのは難しいですね。特に、CVMの質問で、特定の事業だけを切り離すというのは難しい。ガタガタ橋は市の事業になるので、回答者にその便益を切り離して評価することを理解して頂くの言い方の工夫がいる。

【委員】 でも、先生、基盤整備だけでアンケートをとったら何も答えられないから、やはりその基盤の上に。

【委員長】 回答者はプロジェクト全体をイメージして答えている。

【委員】 難しいところですね。

【委員長】 ちょっと難しい。精緻に市の事業を除去して便益を数値的に評価しても、便益額はそれほど大きく変化しないと思いますが。

直轄の建設費だけで費用便益比をだされているんですね。

参考値として、市の事業も含めてプロジェクト全体の事業費を用いて費用便益比を示されたらどうでしょうか？

【事務局】 現状が8.3ですので、看板の設置であるとか、ガタガタ橋の補正がどのぐらいかかるかというのはあるんですけども、確認いたします。

【委員長】 事前評価ですから、便益評価をCVMでやられたということですけど、先ほどからにぎわいとかそれをどう評価するのかという話が出てきています。これをCVMで評価することは難しい。したがって、事後評価においてストック効果としては、モニタリングする方法を考えておく必要がある。先ほどの外国人の話もありますし、ストック効

果として評価できるように、情報を収集する方法をぜひ工夫していただければと思います。
よろしく申し上げます。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。

そうしますと、新規事業採択時評価に係る平成31年度の予算化については「妥当」とし、「付託意見等はない」ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、「妥当」ということにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは資料3につきまして、せっかくの機会でございますので、先ほどもお話がございました昨年の7月豪雨を中心に、それを踏まえてどういう取り組みをしたかにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。資料3をご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、3ページ真ん中のブルーのところをご覧くださいと思います。先生方、報道等で、あるいはほかの委員会等で御承知かもしれませんが、今回の豪雨災害の特徴を改めてご報告したいと思います。

非常に長い期間大量の雨が降ったというのが特徴でございます。24時間とか48時間、72時間のアメダスが記録を更新したということが特徴でございます。また、1つ目の丸の一番右に書いてございますように、初めて1つの降雨イベントに対して地球温暖化による水蒸気の増加分が寄与したんじゃないかという指摘が専門家からなされました。

また、実は広島とか岡山の雨の降り方と愛媛の降り方は大分違ってございまして、広島・岡山は何波にもわたってきた感じ、愛媛は集中的に降った感じでございます。非常に広範で雨が降ったと申し上げていきますけども、地域によって降り方が若干違いました。

それから4つ目の丸でございます。平成29年の九州北部豪雨というのは中小河川が中心でございましたが、今回、小田川という直轄河川が氾濫しました。それから、福岡の久留米市であったりとか、京都府の北部では、本川の水位が上がって、内水が吐けないという問題も数多く発生しました。

それから、一番下の丸でございます。本川のピークと支川のピークが重なり合って、非常に高い水位が合流点付近で続いた。これが高梁川、小田川でございます。

それから、土砂・洪水氾濫ということで、これは広島のみであったんですけども、一度崩壊した土砂がまた流れ出して、下流で水と一緒にあふれたという複合的な災害が、長い時間の雨で発生したということでございます。

人的被害でございますけれども、1つのイベントでは、昭和57年の長崎水害以来の200名を超える死者・行方不明の方が発生したということでございました。水防法の改正とか土砂法の制定・改正等で、避難勧告等に資する情報をそれぞれの管理者から出す仕組みはできており、その情報が届いていた可能性はあるんですが、それでも逃げおくれた、あるいは、一部、情報の空白地帯があった、ダム下流の浸水想定区域等が示されていないといった課題もありました。

それから、今回の災害は、社会経済への影響が大きかった。広島の大きな地方都市、20万都市である呉と、広島の間を結ぶ鉄道、道路等が寸断されまして、緊急応援活動等にも支障が出るとともに、長期にわたって経済活動にも影響を及ぼしたということが特徴かと思えます。

4ページでございますけれども、水局といたしましては、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会と別に、それぞれの事象ごとに検討会、ブルーで着色していますが、これらを立ち上げるとともに、高梁川の堤防であったりとか肱川の野村・鹿野川ダムの操作につきましては、やはり現地でしっかり取り組む必要があるということで、それぞれ調査委員会であったり検証の場を設置して、それらの地域の取り組みと連携を図って進めました。

また、気象庁、内閣府、県の取り組みもありましたので、それとも情報交換をしつつ、ピンクのところでございますけれども、先ほど申しましたように、行政からは一定程度情報は出ていたという状況の中で、住民の方々が避難できなかったことについて、これから情報提供をどうしていくのかということにつきましては、いわゆるネットメディア等にも参画いただいたプロジェクトの立ち上げも進めてございます。

5ページ、先ほど委員からもございましたが、水局としては、平成27年の関東・東北豪雨を踏まえて、水防災意識社会、これは施設で防ぎ切れない洪水は必ず発生するということを前提に、ソフト対策とハード対策をしっかり充実していこうということでございます。5ページの右のほうでございますけれども、関東・東北豪雨以降、住民目線のソフト

対策として、リスク情報の周知、タイムラインの策定、そしてリアルタイムの水位情報の提供については危機管理型の水位計の設置等あるいはスマホを活用した緊急速報メール等の取り組みを進めてまいりました。

当然、そもそも氾濫を未然に防ぐ対策とか、越水しても少しでも避難時間を稼げるようなハード対策も進めていたところでございます。

6 ページ、関東・東北豪雨以降、九州北部豪雨も踏まえて、先ほど申し上げたタイムラインであったりとか、あるいは危機管理型ハード対策などそれぞれレベルアップをしてきたつもりであったわけでございますけれども、7 ページにまとめてございますように、今回の豪雨では避難情報の発令は一定程度あったんですけども、住民の逃げおくれが多数あったりとか、真備町などの浸水深が5メートルを超える人命への危険性が極めて高い地域で被害があった。それから先ほど申し上げました複合的な災害が発生した、重要インフラがやられて経済活動に影響があった、温暖化の影響が待ったなしの状況になっている、こういうことが改めて確認をされたということ踏まえて、小委員会の答申といたしましては、8 ページにございますように、大きく4つのカテゴリーに分けて、人命を守る取り組みとしてどういうふうに進めていくのかをまとめていただきました。

まず赤色の部分についてです。本日もご議論いただきましたが、やはり平時と災害時の情報提供をそれぞれどうするのかというところを、それからブルーのところには、社会経済活動被害の最小化であったりとか、早期復旧の対策をどういうふうにやっていくのかというところについて、取りまとめいただいております。

9 ページに、特に人命の取り組みについてまとめてございます。住民みずから行動をとっていただけないといけませんので、5 ページに記載の住民「目線」のソフト対策から住民「主体」のソフト対策へと変えました。地区防災計画で、しっかり個人単位で、個人個人に自分はどう避難するのかという避難計画をつくっていただくとか、あるいはテレビのようなマスメディア全体でブロードキャスト型に届くものから個人が自分たちで選択してやるような形と、情報の種類にはいろいろあるということで、情報の種類を活用してやっていけないとか、あるいはこの後の台風21号、24号で計画運休という話がされたと思います。先ほどもありました大規模氾濫減災協議会で、交通関係ともこれから取り組んでいかなければならないと思います。台風24号の計画運休のときは日曜日でございましたので、比較的、事前周知もなされて、大きな混乱はなかったようなこともございましたけれども、大阪北部地震のときのことも考えると、災害のときの交通機関あるいは利水ダム

も含めて、全体としてももう少し大きな備えで構えていくべきじゃないかということがご指摘いただきました。

9ページの右下に、土砂・洪水氾濫と書かれています。大きな雨で上流で土砂災害が一度起こり、その後の雨で河道にたまった土砂が流れてきて、砂分が河床勾配が緩くなったところにたまって、そこであふれ流れたという現象が起こったということが今回災害の特徴の一つかと思います。

10ページに、先生方からいただきました小委員会の答申を踏まえて、国交省全体として、緊急行動計画、これは平成29年の九州北部豪雨を受けてつくっていたんですが、さらにその充実を図るために、大臣のもとに本部会議を開催いたしまして、そこで取りまとめたものでございます。

赤字のものが今回新たに追加したものでございまして、例えば真ん中の(2)ですけれども、多機関連携タイムラインということで、これだけ広域な被害になると、多くの機関が連携して対応しないといけないという話であったり、あるいはその下のところですが、地域の防災リーダー育成の促進であったり、マイ・タイムラインという、個人単位のいろいろな避難計画が時系列で進められないかという話も進めていきたいということでまとめたものでございます。

一番下に、TEC-FORCEという話がございまして。今回大きな被害があったのは3県でございますけれども、TEC-FORCEは東日本大震災以降、これまで非常に活躍をしているところでございますが、これだけ広域に起こりますと、延べ1万人以上出したのですが、3県にある意味うまく分かれていったのですが、今後、東日本大震災を踏まえた南海トラフ等が発生したときの対応を考えると、より初動対応の強化も必要じゃないかということで、しっかり取り組んでいきたいということで、緊急行動計画にも位置づけているところでございます。

11ページに、そのイメージ、TEC-FORCEの体制強化のことを書かせていただいております。

それで、こういう災害の状況を踏まえての対応でございますけれども、資料になくて恐縮でございますが、まず、大きな被害を受けた広島とか愛媛、岡山につきましては、災害対応、緊急対応を進めてございまして、岡山の小田川であったり、愛媛県の肱川につきましては、河川激甚災害特別緊急事業ということで、小田川なんかは、10カ年でやる予定であった放水路を、工法等を見直しまして5カ年でやり出すということで、既に着手させ

いただいているところでございます。

砂防につきましても、広島を中心に、年度途中からの予算を使って進めさせていただいているところになります。

被災地の災害対策はそのような形で既に着手させていただいているところでございますが、次の13ページ以降が、31年度予算とか今回の補正予算の関係の資料を入れさせていただいてございまして、これは、今回の災害を踏まえて、全国にどんなふう展開していくかという形になります。

どんな推移になっているかということが、13ページになってございます。治水関係の事業費については、平成の最初のころは、公共事業も伸びている状況でございました。河川法の環境目標であった住民参加の法改正が平成9年にございまして、ちょうどこのころが予算としての公共事業がピークです。住民の方々も公共事業に非常に関心を持たれて、一方で、公共事業について、今、先生方にご審議いただいているいろいろな手続が導入されたのもちょうどこのときで、「時のアセス」が始まり、事業についての透明性が求められたのがこの時代だったかなと。

それから財政的な問題もございまして、公共事業につきましては右肩下がりできたという状況でございまして、その間に、平成16年に台風が10個上陸、平成7年に阪神・淡路大震災がございましたけれども、平成11年にも広島の土砂災害がありました。災害をいろいろ経験しながら、重点的・集中的に投資をしたつもりではございますが、平成26年以降は、公共事業、当初予算はこのような形で推移しておりまして、ほぼ対前年度同額で治水事業も公共事業全体も進めてきたという状況でございます。

平成31年のブルーの濃いところでございます、これが臨時特別措置ということで、今回の7月豪雨あるいは胆振東部地震なんかも踏まえて、政府としてインフラの緊急点検をやって、しっかり進めていくということで、3か年の緊急対策として位置づけているものでございまして、それが治水関係で2,000億円弱のお金が手当されているということになります。

その下のところの点線との間のところは、後でご説明しますが、個別補助事業創設にかかる費用が計上されているということで、高さが少し上がっています。

今、いろいろなものの大きな変動期になってございます。例えば予算で見るとこんな動きをしておりまして、その間、計画的に河川改修等を実施する補助事業がなくなって、交付金に移行し、平成31年度から一部補助金に戻るという状況で、政府全体としても、いろ

いろな取り組みを進め出している、ちょうどタイミングになるんだろうなど。

14ページは、平成30年度の補正予算の話になってございまして、資料の順序が逆に
なっていて申しわけないんですけども、17ページを先にご覧いただいたほうがいいか
と思うのですが、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」ということで、秋に
総理から指示がございまして、緊急点検を行い、その対応として緊急対策をまとめたとい
うことございます。

政府全体で、自然災害につきまして160の項目を点検いたしまして、おおむね7兆円
の規模を3か年で進めていくとございまして。防災のための重要インフラであったり
とか、ブラックアウトの話もございましたので、エネルギー関係なんかも含めて進めてい
くということになってございまして。

国交省としては、この7兆円、これは事業費でございまして、約半分ぐらいが国
交省分と認識しているところでございまして、これを今年の、既に成立しまして執行段階
にあります先ほどの14ページの補正予算、それから今ご審議いただいております来年度
の当初予算、さらにもう1年先、こんな形で計画的に執行していきまして、先ほど申しま
した、被災地のみならず、全国で今回のような災害を未然に防ぐということで、進めてい
るところでございまして。

14ページに戻っていただきますと、ことしの補正予算としては2,000億円弱という
予算でございまして。

それから15ページを見ていただきますと、これは差分をとっていかないといけないと思
いますけれども、31年度のところで、1兆569億円という予算に対して、括弧書きで
8,638億円になってございまして。これも2,000億円弱が緊急3カ年の2年目分とい
うことで手当をしていただく予定になってございまして。1.08と、ベースで8,628億
円から増えているのが、後で説明します補助金分になります。

16ページが、その補助金でございまして、先ほど下水も含めて506億ぐらいが個別
補助事業の創設でございました。冒頭の災害の課題のところでも申し上げましたけれども、
今回、複合災害が起こりまして、本川の水位が高く内水あるいは支川がはけなかった、
洪水と土砂と一緒に流れ出して下流で土砂・洪水があふれて大きな被害になったとい
うことで、個別補助事業、集中的・計画的に実施していく必要があります。

都道府県は必ずしもそれができないというわけではないんですけども、これまで以上
により計画的・集中的な事前防災対策を進めるためには、やはり国として補助金化を進め

るべきじゃないかということで、16ページの左下、事業間連携河川事業というのがございますけれども、今申し上げましたような本川と支川の一体的な改修、あるいはダムが下流の河道が十分でないためにその機能を十分に発揮できない場合などのネックの解消であったりとか、河川・下水、河川・海岸、河川・砂防の連携した事業の話、こういうものにつきまして、補助金化を進めているところでございます。

その上にある大規模特定河川事業につきましては、もともとダム事業は本体工事中等に非常に予算のピークが立つということで個別補助金で対応していたのですが、地下河川なんか、いわゆる放水路で用いるシールド工法等は非常にピークが立つということもございまして、こういうものにつきましても、計画的・集中的にということで、5年なり10年なりの時間を決めて、集中的に補助をしていくという制度をつくらせていただいたところでございます。

18ページ以降に、先ほどの緊急3か年、今、予算の話を中心にさせていただきましたけれども、具体的な中身の資料がございまして、18ページを見ていただきますと、水局関連で見ますと、河道内の流下能力が十分じゃなかった箇所があったということもございまして、樹木の伐採・掘削を、あるいは堤防が非常に多くの箇所で、補助河川も含めて決壊したということで、堤防の強化・かさ上げを、それから地震も数多く起こりましたので、耐震対策を、それから先ほど経済の被害の話をしていただきましたが、土砂災害で浄水場施設が被災し復旧に非常に手間取ったということもございまして、インフラ・ライフラインの土砂災害からの保全を、こういうものにつきましても、しっかりと全国で点検して、必要な箇所を挙げ、先ほどの3か年で進めることにさせていただきます。

19ページでございます。代表事例として洪水時の危険性を下げるとということで、土砂の掘削、樹木の伐採を実施します。河川のカウントの仕方が、いわゆる一級の水系数109水系とは違い、一つの水系でも幾つかの河川に分かれているので国約140河川というのは、ほぼ全国の直轄河川全てで樹木伐採、河道掘削を実施することを示しています。また、都道府県も2,200の河川ということで、現在、先ほどの交付金等を使って、国が支援をしている河川の倍ぐらいの河川につきまして、3か年でしっかりやっていくということで、実施箇所を決めてございますので、しっかり進めていきます。

20ページは、堤防の強化の話でございまして、こちらはやはり非常に集中的に、浸水深が深い、家屋が大きいということもございまして、先ほどの河道掘削よりは集中的にやるという仕組みになってございます。

それから22ページが、先ほど少しお話を申し上げました、住民の方々にリスク情報が届かなかったという話でございます。23ページを先にご覧いただければと思いますけれども、やはり住民の方々にきちんと判断して逃げていただくというのが、水防災意識社会のある部分でのゴールかなというのがございます。

受け身の個人から行動する個人になっていただくためには、どんなことをやらないといけないかということで、前のページに戻っていただきまして、ネットメディアとしては、そこに記載のある今非常に活躍されている方々それぞれの手法を使って情報提供できないかとか、運転中には携帯電話を操作できないので、VICS等を使って情報を提供できないか、という観点や、実際に現場で取り組んでおられる見附市の方であったり、常総水害を経験された防災士の方に実際に現場で使うにはどうしたらいいかということでご議論いただきました。

もちろん携帯キャリアやマスメディアの方々にも入っていただいたということでございまして、これは自分たちが行動しようじゃないかと、水防災意識社会の構成員は、何も行政だけではなくて、マスメディアの方、ネットメディアの方々もぜひ協力いただきたいということで、手弁当で参加いただきまして、自分たちで何ができるかという議論を進めていただいたものでございます。

24ページ以降に具体的な取り組みを書かせていただいておりますけれども、緊急速報メールは非常に有効である一方で、いろんな表現でたくさん出ると行動につながらないので、例えば配信文例の統一を図ったほうがいいんじゃないかとか、おもしろいものとしては、26ページにございますように、ふるさとプッシュというのがありまして、地域にお住まいのご高齢の方が、避難するにも情報が十分に伝わらない、いろいろな情報を伝える努力は当然これからもするんですけども、都市部に離れてお暮らしになっているネットメディア等に詳しいお孫さんであったりお子さんが、あらかじめご実家を登録しておいて、それをお父ちゃん、おじいちゃんにお伝えするというような仕組みがあってもいいんじゃないかというようなこととか、必ずしも皆さんがそういう環境に強いわけでもないので、地域の核となる方、ここではインフルエンサーと呼んでいますが、その人にどんなふうに情報を伝えていくか、そのためには地域のふだんの取り組み等もしっかりやっていくことが大事だというようなご指摘をいただいているところでございます。

先ほど既にプロジェクトとしてまとめているもの、あるいは3か年の緊急計画にまとめているものがございますけれども、今、既に補正予算が成立していますので、先程の堤防

の強化等のハード対策だけではなくて、情報をどう提供したらというソフト対策も含めて、今、既に進めておりますし、来年度予算成立後は、先ほどの緊急措置の2年目をしっかり執行していきたいと思っているところでございます。

今の取り組み状況につきまして、報告をさせていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問とかありますか。

【委員長】 いやいや、じゃあ、〇〇さん。

【委員】 では、一言。毎回この会議で同じことを申し上げていますが、22ページ以降の情報提供のところ、住民の方ファーストという考え方は非常によくわかりますが、日本人、外国人の方を問わず、訪問者の方、一時滞在者の方にもれなく情報が伝わる体制づくりに関して、この資料の中では一言も入っていません。そこはつけ加えて力を入れていただければと思います。

以上です。

【委員長】 じゃあ。

【委員】 全般的な感想ですけれども、特に大きな水害とか斜面の水、土砂関連災害については、場所の特殊性が極めて際立つんですね。同じ1平方キロの範囲でも、ここは10メートル水没する、5メートル水没する。ここは5メートル水没して、すぐ水がはけるけど、鉄道の土手や何かに囲まれてここははけないねと。そういう話というのは、トップダウンでおりてくる情報ではほとんど引っかけられないので、熱心に勉強している町内会の防災の担当者さんがそういうことを山のように知っていて、緊急情報を集めるのは知っているのだけど、ご自分のうちが何で危ないのかが全くわからない。本川の氾濫じゃなくて、あなたの場合は後ろにある2キロぐらいの小さい川の氾濫のほうが怖いですよと、ぎょつとするんですね。

そういう実情をほんとうにどうにかしないといけないと思って、国交省がトップダウンをやる、それでいいんですけれども、それをどんどん緻密にしていくというのはいいんですけれども、ほんとうに私のこのうちは、時間100ミリ降ったら何が起こるのかというのを、自分で知って、自分から対応をとれるようにしなきゃいけない。

幸い、想定最大の浸水深が出ていますから、鶴見川なんかは、あれでやると、皆さん、仰天して、今まで聞いていた話と全く違うんじゃないかと、頭が切りかわるんですよ。

ところが、そこから先が大変で、それを応援できるのは、例えばNPOのスタッフは説

明できるんだけど、自治体の、区の総務の人は何もわからない。中小河川だけ扱っている自治体の河川の職員を呼んできても、何もわからない。今、全国、そういう状態だと思うんです。

自力でそういう情報を集めて、そこから、一般的なことはわからなくても、うちの町内はどうなるんだよということに関心のある人をサポートするようなシステムをどうしたらいいのか。自治体を飛び越えて、国の直轄河川管理者がそこまで行けるかって、大変問題ですけど、そこがポイントだということをぜひ言っておきたいと思います。

もう1つ、そういうことと絡むと、温暖化豪雨適応策、ようやくまとまったという感じなんですけれども、これに関して、これもある自治体の担当が、環境省の地方事務所へ行って説明を受けるんだけど、よくわからないと。適応計画は環境省が統括することになるんだと思うんですけど、その地方事務所における説明会のときに、関東地方整備局とか、それぞれの整備局の河川担当が関与できているのか。そこで何かちゃんと食い込めて、グリップがあるのかという、それは非常に心配なので、一言聞きたい。

前段の話は意見ですが、後段は、適応策の大水害問題について、環境省が地方事務所ですべて説明をするときに、その席に国交省の地方事務所の水害担当の専門官はいますかというのを聞きたい。

【事務局】 今の後者の質問については、今、把握はできていませんが、多分出席できていないのではないかと思います。確認をしますけども。本省でも環境省ともう少し密にしないといけないと思います。

【委員長】 お願いします。

【委員】 小田川の付け替えというのは、たしかここで議論しました。5年前の新規事業採択時評価で。来年には着手しようとしていたということですが、

4年前か5年前かに議論をしていて、着手したとしても10年くらいかかるでしょう。激特ではなくて、当初の河川整備計画の予定でいったら、5年でできる予定でしたか。

【事務局】 13年ぐらい。

【委員】 13年ぐらい。

【事務局】 もともとは。

【委員】 やはり、整備計画の事業進捗というのが気になります。

激特でぐっと進捗したというのが多いかと思いますがここ新規採択で議論しているものは、本当にクリティカルだから審議に上がってきて、さあ、やろうとしています。今後、

豪雨災害でやられているところが多いので、ぜひ計画レベルで事業進捗を上げていただけますようによろしくお願いします。

【委員】 短時間で大変コンプリヘンシブな内容をご説明いただき、ありがとうございました。

1点だけ、水防災意識社会というキャッチですね、これはなかなか意味深な言葉だなと思って聞いていたんですけど、どう訳すんだろうなと思って考え出すとちょっとわからなくなっていて、Promotion of Flood Disaster Awarenessだとすると、これは水災害意識社会なんですね。でも、水防災意識社会だから、防災というと、Disaster Prevention Awarenessみたいになっちゃって、非常に難しいというか、意味深だなと思って、私が言いたいのは、国民の方がすべからず水災害を意識するような社会というのは必要ですが、一方で、それを低減する防災の努力というものを意識するという、本来のこの言葉どおりの目標に設定していただきたいなと感じました。

【事務局】 よろしいですか。

【委員長】 じゃあ。

【委員】 どうぞ。お答えを。

【委員長】 関連してですか。

【委員】 いやいや、違います。

【事務局】 水防災意識社会の今のご質問、今おっしゃった後者の話で、災害を意識するだけじゃなくて、住民一人一人、企業一人一人がみずから防災、自分たちの命は自分で守るというのは行き過ぎかもしれませんが、やっぱりそこを意識してほしいということがあって、もともと水防というのがあったということもあっての水防災意識社会という言葉にさせていただいたのかなと思っていて、当然災害は起こることは意識した上で、一歩踏み出してほしい、踏み出す社会をつくるべきだということだったのではないかなと理解しています。

【委員長】 じゃあ。

【委員】 同じ5ページなんですけど、感想なんですけど、5ページの住民目線のソフト対策のところ、不動産関連事業者への説明会の開催というのがありまして、私はこれはすごい文言だなと思います。というのは、こういうハザードマップとかリスクというのは、従来、不動産関係の人は嫌っておりまして、こういうのを出してくれるなというのが

多かったような印象を持っているのですが、今回のように不動産事業者を取り込んでということはすごくいいことだなと思ひまして、今後の活動に期待したいところが大きであります。

感想です。

【事務局】 まさしく省内でもそういう議論になってございまして、都市局が主務をしております都市計画の基本問題の小委員会があるんですけども、そこはコンパクトシティの関係の議論がされているのですが、そこでも居住誘導区域に危ないところを外す、またリスクの高いところからどういうふうに移転していただくか等について本格的にこれから議論するという段階になってございまして、水防災意識社会の趣旨からすると、不動産業者の方とか、あるいは都市行政をやっていただく方にも参画いただくことは大事だと思ひています。

具体的な取り組みが制度としてできているわけではないので、やっぱり社会の仕組みに入れないとなかなか実効性のあるものにならないと思ひていますので、関係部局とも連携を図って進めたいと思ひます。

【委員】 水防災意識社会は上位概念として全体に浸透すべきで構築されているのかなと思ひますので、先ほどあつた減災協議会とかわまちづくりの協議会は表裏一体で運用していくように働きかけていただくのが筋なのかなと思ふところ。

それから、国河川、中小河川と言つていられないような被害になっているので、そのあたりについても、国が音頭をとつていただいて、どうしても土木中心になっていくのが残念なところなんですけど、国交省さんにお声がけをいただいて、防災のほうとも、それから地域を預かる福祉とか医療とか、そういった面も含めて、大きなうねりに水防災意識社会をしていっていただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

【委員長】 よろしゅうございませうか。

それでは……。

【事務局】 先ほど矢部川のご審議をいただいたところなんですけど、一、二点、追加でご報告です。

委員長からいただきましたB/Cの件ですが、国だけではなくて、市分も入れたらどうなるのだというご質問がありまして、筑後市、みやま市の必要な建設費並びに維持管理費を入れて現在価値化した場合は、7.4ということです。

【委員長】 それは当然ですけどね。

【事務局】 委員から、現在価値化の資料が以前に比べてよくなっているのではないかと。本日お配りしておりますが、説明は省いておりますが、参考資料5資料で、「費用対効果分析に係る資料」というのがございまして、そこには今回使った資料の関係ですけども、詳細に載っているわけです。

実は前回2年前もこのような資料をおつけしていたんですけど、そのときに委員から、大判の資料を省き過ぎていてよくわからんではないかというご指摘があったり、それで、今回、あのような形で修正をさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。よろしいですね。

それでは、以上をもちまして、第12回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会の議事については終了とさせていただきます。

【事務局】 委員長、ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、内容につきまして各委員の確認をいただいた後、発言者氏名を除いてインターネットにて一般に公開させていただくことといたします。

また、お手元の資料については、ご希望の際には郵送させていただきますので、そのまま席にお残してください。

予定の時間を超過して申しわけございませんでした。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

— 了 —